

## 処 分 基 準

平成 2 9 年 2 月 1 7 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 9 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 営業の廃止命令
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第 3 条 (警備業の要件)、第 5 条 第 3 項 (警備業の要件に該当する旨の通知)、第 7 条 第 3 項 (認定証の有効期間を更新しない旨の通知)、第 8 条 (認定の取消し)
処 分 基 準 : 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第 49 条 第 2 項 第 1 号 に 該 当 す る 場 合 2 警備業法第 49 条 第 2 項 第 2 号 に 該 当 す る 場 合 3 警備業法第 49 条 第 2 項 第 3 号 に 該 当 す る 場 合 (その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :